

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	藤沢市市税条例第17条の2第2項の期間
NPO法人幼児武道教育振興会	藤沢市湘南台二丁目14番地の3パシフィック湘南102号	平成30年1月1日から平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人トリトン藤沢スポーツクラブ	藤沢市辻堂東海岸三丁目9番8～4号	平成30年1月1日から平成35年12月31日まで

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例において規定する、個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を見直す必要による。